

九州整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成18年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ^{*注1}	契約面積 (ha)	選定基準 ^{*注2}	重点化基準 ^{*注3}	B/C ^{*注4}	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福岡県豊前市	5	㊦	㊨	2.91	(熊本池(農業用ため池))
2	福岡県築上郡上毛町(築上郡大平村)	7	㊦	㊩	2.36	(山国川流域)
3	佐賀県嬉野市(藤津郡嬉野町)	6	㊦	㊩	2.88	(川上川～長崎県境流域)
4	長崎県雲仙市(南高来郡国見町)	12	㊦	㊩	3.86	(中半島部流域)
5	熊本県八代市(八代郡坂本村)	12	㊦	㊩㊪	4.14	(㊩)球磨川流域 (㊪)荒瀬ダム)
6	熊本県八代市(八代郡坂本村)	28	㊦	㊩㊪	4.14	(㊩)球磨川流域 (㊪)荒瀬ダム)
7	熊本県水俣市	6	㊦	㊩	4.16	(球磨川流域)
8	熊本県下益城郡美里町(下益城郡砥用町)	7	㊦	㊩	3.04	(緑川流域)
9	熊本県阿蘇郡高森町	8	㊦	㊩	3.54	(白川流域)
10	熊本県阿蘇郡高森町	6	㊦	㊩	3.48	(五ヶ瀬川流域)
11	熊本県阿蘇郡南阿蘇村(阿蘇郡久木野村)	6	㊦	㊩	3.50	(白川流域)
12	熊本県阿蘇郡南阿蘇村(阿蘇郡久木野村)	9	㊦	㊩	3.50	(白川流域)
13	熊本県葦北郡芦北町(葦北郡芦北町)	7	㊦	㊩	4.18	(球磨川流域)
14	熊本県球磨郡水上村	20	㊦	㊩	4.15	(球磨川流域)
15	熊本県球磨郡球磨村	14	㊦	㊩㊪	4.15	(㊩)球磨川流域 (㊪)瀬戸石ダム)
16	熊本県球磨郡あさぎり町(球磨郡上村)	22	㊦	㊩㊪	4.13	(㊩)球磨川流域 (㊪)清源寺ダム)
17	大分県日田市(日田市)	16	㊦	㊩	2.90	(筑後川流域)
18	大分県日田市(日田郡中津江村)	5	㊦	㊩㊪	2.91	(㊩)筑後川流域 (㊪)下釜ダム)
19	大分県佐伯市(南海部郡本匠村)	15	㊦	㊩	3.30	(番匠川流域)
20	大分県佐伯市(南海部郡本匠村)	5	㊦	㊩	3.30	(番匠川流域)
21	大分県佐伯市(南海部郡直川村)	6	㊦	㊩	3.29	(番匠川流域)
22	大分県佐伯市(南海部郡直川村)	5	㊦	㊩	3.30	(番匠川流域)
23	大分県竹田市	8	㊦	㊩	3.54	(大野川流域)
24	大分県豊後大野市(大野郡大飼町)	12	㊦	㊩	3.55	(大野川流域)
25	大分県玖珠郡玖珠町	7	㊦	㊩	2.90	(筑後川流域)
26	宮崎県日向市(東臼杵郡東郷町)	20	㊦	㊫	3.72	(坪谷第1配水池)
27	宮崎県西都市	6	㊦	㊩㊪	3.75	(㊩)一ツ瀬川流域 (㊪)一ツ瀬ダム)
28	宮崎県児湯郡西米良村	17	㊦	㊩㊪	3.38	(㊩)一ツ瀬川流域 (㊪)一ツ瀬ダム)
29	宮崎県児湯郡木城町	10	㊦	㊩㊪	3.75	(㊩)一ツ瀬川流域 (㊪)松尾ダム)
30	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	15	㊦	㊩	3.23	(北川流域)
31	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡南郷村)	23	㊦	㊩	3.75	(一ツ瀬川流域)
32	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡南郷村)	5	㊦	㊩㊪	3.75	(㊩)一ツ瀬川流域 (㊪)渡川ダム)
33	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	6	㊦	㊫	3.72	(西郷ダム)
34	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡南郷村)	10	㊦	㊩	3.75	(一ツ瀬川流域)
35	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	5	㊦	㊩	3.46	(五ヶ瀬川流域)
36	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	6	㊦	㊩	3.47	(五ヶ瀬川流域)
37	鹿児島県出水市(出水市)	17	㊦	㊩	2.76	(川内川流域)
38	鹿児島県薩摩川内市(薩摩郡入来町)	10	㊦	㊩㊪	2.67	(㊩)川内川流域 (㊪)清浦ダム)
39	鹿児島県薩摩川内市(川内市)	9	㊦	㊩	2.68	(川内川流域)
40	鹿児島県志布志市(曾於郡志布志町)	10	㊦	㊩	2.72	(川内川～宮崎県境流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ㊧：散生地 ㊨：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

㊩：森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する重要流域 ㊪：ダム等の上流域 ㊫：水道施設等(設置予定を含む)の上流域

㊬：過去に洪水等が発生した市町村の上流域 ー：重点化基準に該当しない

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。(緑資源機構業務方法書 第20条)